天草不知火海区漁場計画変更素案

熊本県告示第　　号

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第６４条第８項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、天草不知火海区漁場計画（令和元年熊本県告示第６２１号）の一部を次のように改正し、令和　年（　　年）　月　日から施行する。

令和　年（　　年）　月　日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

３中「制限又は条件」を「条件」に改める。

４及び５を次のように改める。

４　免許予定日　令和３年（２０２１年）１２月１日（漁場計画番号天区第５７５号及び天区第２５３号に係る免許については、適用しない。）

５　申請期間　令和３年（２０２１年）９月１日から令和３年（２０２１年）１０月８日まで（漁場計画番号天区第５７５号及び天区第２５３号に係る免許については、適用しない。）

６の表に次のように加える。

天区第２５４号	免許の日から令和５年（２０２３年）８月３１日まで
天区第２５５号	〃
天区第５７６号	〃
天区第５７７号	〃
天区第６４１号	〃
天区第６４２号	〃
天区第７８２号	〃
天区第７８３号	〃
天区第７８４号	〃
天区第７８５号	〃
天区第８３６号	〃
天区第８６６号	〃
天区第８６７号	〃
天区第８６８号	〃
天区第８６９号	〃

６の次に次のように加える。

７　保全沿岸漁場に関する事項　　なし

別表に次のように加える。

漁場計画番号　天区第２５４号

１　免許の内容たるべき事項

天草不知火海区漁場計画変更素案

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第２種区画漁業　くるまえび養殖業

(2)　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで

(3)　漁場の位置　天草市有明町大浦地先

(4)　漁場の区域　次の基点１、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点１　熊本県漁場基点天第４３０号（熊本県漁場基点天第９３号（黒木島頂点）と天第９４号（龍崎北東端）を見通した線から天第９３号を基点として右へ３１０度１２分の線が天草市有明町釘島の最大高潮時海岸線と交わるところ。）

ア　基点１と天草市有明町楠甫黒木島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ４５度・３０８メートルのところ

イ　ウからエを見通した線上、ウから１７０メートルのところ

ウ　基点１と黒木島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ９７度５０分・２４６メートルのところ（防波堤突端中央）

エ　基点１と黒木島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ５７度２０分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ

２　地元地区　天草市有明町

３　個別漁業権又は団体漁業権の別　個別漁業権

４　条件

(1)　漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

漁場計画番号　天区第２５５号

１　免許の内容たるべき事項

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第２種区画漁業　くるまえび養殖業

(2)　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで

(3)　漁場の位置　天草市有明町大浦地先

(4)　漁場の区域　次の基点ア、イとウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点１　熊本県漁場基点天第４３０号（熊本県漁場基点天第９３号（黒木島頂点）と天第９４号（龍崎北東端）を見通した線から天第９３号を基点として右へ３１０度１２分の線が天草市有明町釘島の最大高潮時海岸線と交わるところ。）

基点２　熊本県漁場基点天第４３１号（熊本県漁場基点天第９３号（黒木島頂点）と天第９４号（龍崎北東端）を見通した線から天第９３号を基点として右へ２７

天草不知火海区漁場計画変更素案

０度５分の線が天草市有明町大字楠浦の最大高潮時海岸線と交わるところ。）

基点３　熊本県漁場基点天第９３号（天草市有明町黒木島頂点）

ア　基点１と基点３を見通した線から基点１を基点として右へ９７度５０分・２４６メートルのところ

イ　基点１と基点３を見通した線から基点１を基点として右へ５７度２０分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ

ウ　基点２と基点３を見通した線から基点２を基点として右へ３０８度１５分・１３２メートルのところ

エ　基点１と基点３を見通した線から基点１を基点として右へ７７度・４３０メートルのところ

２　地元地区　天草市有明町

３　個別漁業権又は団体漁業権の別　個別漁業権

４　条件

(1)　漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

漁場計画番号　天区第５７６号

１　免許の内容たるべき事項

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く。）

(2)　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで

(3)　漁場の位置　上天草市龍ヶ岳町樋島地先

(4)　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯３２度２２分３７．７秒、東経１３０度２４分４３．６秒

イ　北緯３２度２２分２９．８秒、東経１３０度２４分４７．８秒

ウ　北緯３２度２２分２８．１秒、東経１３０度２４分４６．４秒

エ　北緯３２度２２分３１．８秒、東経１３０度２４分４４．６秒

オ　北緯３２度２２分２８．８秒、東経１３０度２４分３４．４秒

カ　北緯３２度２２分２２．８秒、東経１３０度２４分２４．７秒

キ　北緯３２度２２分１８．３秒、東経１３０度２４分３０．３秒

ク　北緯３２度２２分１７．０秒、東経１３０度２４分２８．６秒

ケ　北緯３２度２２分２２．８秒、東経１３０度２４分２１．２秒

天草不知火海区漁場計画変更素案

２　地元地区　上天草市龍ヶ岳町（大道を除く。）

３　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

４　条件

（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

（２）　漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

（４）　敷設する生け簀の面積は、５，２９９平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５７７号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで

（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町上地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯３２度３４分４３．２秒、東経１３０度２３分３２．９秒

イ　北緯３２度３４分３７．０秒、東経１３０度２３分３４．６秒

ウ　北緯３２度３４分３４．４秒、東経１３０度２３分２３．５秒

エ　北緯３２度３４分４０．８秒、東経１３０度２３分２１．９秒

２　地元地区　上天草市大矢野町

３　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

４　条件

（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

（２）　漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

（４）　敷設する生け簀の面積は、２，８２６平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第６４１号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業

（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで

（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町登立地先

天草不知火海区漁場計画変更素案

(4)　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯３２度３７分１２．２秒、東経１３０度２６分８．６秒

イ　北緯３２度３７分１６．６秒、東経１３０度２６分６．０秒

ウ　北緯３２度３７分８．０秒、東経１３０度２５分４４．１秒

エ　北緯３２度３７分３．６秒、東経１３０度２５分４６．７秒

２　地元地区　上天草市大矢野町

３　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

４　条件

(1)　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2)　漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4)　養殖施設は毎年５月１５日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第６４２号

１　免許の内容たるべき事項

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業

(2)　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで

(3)　漁場の位置　上天草市大矢野町中地先

(4)　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯３２度３３分３２．９秒、東経１３０度２３分２７．１秒

イ　北緯３２度３３分３３．９秒、東経１３０度２３分５１．４秒

ウ　北緯３２度３３分２９．３秒、東経１３０度２３分５１．９秒

エ　北緯３２度３３分２８．１秒、東経１３０度２３分２７．４秒

２　地元地区　上天草市大矢野町

３　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

４　条件

(1)　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(3)　養殖施設は毎年５月１５日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第７８２号

１　免許の内容たるべき事項

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業

天草不知火海区漁場計画変更素案

(2)　漁業の時期　8月20日から翌年5月31日まで

(3)　漁場の位置　天草市五和町御領地先

(4)　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯32度32分27.2秒、東経130度11分35.0秒

イ　北緯32度32分22.0秒、東経130度11分32.5秒

ウ　北緯32度32分22.0秒、東経130度11分31.7秒

エ　北緯32度32分27.2秒、東経130度11分34.2秒

2　地元地区　天草市五和町

3　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

4　条件

(1)　漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

漁場計画番号　天区第783号

1　免許の内容たるべき事項

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第1種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業

(2)　漁業の時期　8月20日から翌年5月31日まで

(3)　漁場の位置　天草市新和町小宮地地先

(4)　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯32度18分47.4秒、東経130度10分16.9秒

イ　北緯32度18分47.2秒、東経130度10分15.7秒

ウ　北緯32度18分41.0秒、東経130度10分16.8秒

エ　北緯32度18分41.1秒、東経130度10分18.0秒

2　地元地区　天草市新和町

3　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

4　条件

(1)　漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

漁場計画番号　天区第784号

1　免許の内容たるべき事項

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第1種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業

天草不知火海区漁場計画変更素案

(2)　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで

(3)　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先

(4)　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯３２度１９分１４．９秒、東経１３０度１８分４．５秒

イ　北緯３２度１９分１６．７秒、東経１３０度１８分２．３秒

ウ　北緯３２度１９分１６．５秒、東経１３０度１８分２．１秒

エ　北緯３２度１９分１４．７秒、東経１３０度１８分４．３秒

２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

３　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

４　条件

(1)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

漁場計画番号　天区第７８５号

１　免許の内容たるべき事項

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業

(2)　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで

(3)　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先

(4)　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯３２度２０分１８．８秒、東経１３０度１７分２４．３秒

イ　北緯３２度２０分２０．５秒、東経１３０度１７分２６．５秒

ウ　北緯３２度２０分２０．５秒、東経１３０度１７分２６．５秒

エ　北緯３２度２０分１８．７秒、東経１３０度１７分２４．３秒

２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

３　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

４　条件

(1)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

漁場計画番号　天区第８３６号

１　免許の内容たるべき事項

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひおうぎがい垂下式養殖業

(2)　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで

(3)　漁場の位置　天草市河浦町崎津地先

(4)　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯３２度１８分３６．６秒、東経１３０度２分３８．６秒

天草不知火海区漁場計画変更素案

イ　北緯３２度１８分３６．１秒、東経１３０度２分３９．６秒

ウ　北緯３２度１８分３５．６秒、東経１３０度２分３９．３秒

エ　北緯３２度１８分３６．１秒、東経１３０度２分３８．３秒

２　地元地区　天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

３　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

４　条件

(1)　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2)　港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

漁場計画番号　天区第８６６号

１　免許の内容たるべき事項

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　かき垂下式養殖業

(2)　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで

(3)　漁場の位置　天草市有明町大浦地先

(4)　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯３２度３１分４６．６秒、東経１３０度２２分３８．２秒

イ　北緯３２度３１分５２．０秒、東経１３０度２２分３９．８秒

ウ　北緯３２度３１分４９．６秒、東経１３０度２２分４６．２秒

エ　北緯３２度３１分４４．０秒、東経１３０度２２分４４．９秒

２　地元地区　天草市有明町

３　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

４　条件

(1)　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2)　港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

漁場計画番号　天区第８６７号

１　免許の内容たるべき事項

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　かき垂下式養殖業

(2)　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで

(3)　漁場の位置　天草市有明町大浦地先

天草不知火海区漁場計画変更素案

(4)　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯32度31分20.0秒、東経130度22分37.8秒

イ　北緯32度31分19.9秒、東経130度22分39.6秒

ウ　北緯32度31分15.5秒、東経130度22分38.3秒

エ　北緯32度31分15.8秒、東経130度22分36.6秒

2　地元地区　天草市有明町

3　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

4　条件

(1)　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2)　港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

漁場計画番号　天区第868号

1　免許の内容たるべき事項

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第1種区画漁業　かき垂下式養殖業

(2)　漁業の時期　1月1日から12月31日まで

(3)　漁場の位置　天草市有明町大浦地先

(4)　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯32度31分16.9秒、東経130度22分11.7秒

イ　北緯32度31分16.8秒、東経130度22分13.9秒

ウ　北緯32度31分13.7秒、東経130度22分12.5秒

エ　北緯32度31分13.8秒、東経130度22分10.6秒

2　地元地区　天草市有明町

3　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

4　条件

(1)　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2)　港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

漁場計画番号　天区第869号

1　免許の内容たるべき事項

(1)　漁業種類及び漁業の名称　第1種区画漁業　かき垂下式養殖業

天草不知火海区漁場計画変更素案

(2)　漁業の時期　1月1日から12月31日まで

(3)　漁場の位置　天草郡苓北町富岡地先

(4)　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア　北緯32度31分43.7秒、東経130度2分23.5秒

イ　北緯32度31分43.7秒、東経130度2分27.0秒

ウ　北緯32度31分42.0秒、東経130度2分27.0秒

エ　北緯32度31分42.0秒、東経130度2分23.5秒

2　地元地区　天草郡苓北町

3　個別漁業権又は団体漁業権の別　団体漁業権

4　条件

(1)　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2)　港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3)　行使状況を毎年県に報告しなければならない。